

美里福子第109号
令和2年5月7日

保護者 各位

美里町長 上田泰弘
(公印省略)

緊急事態宣言延長に伴う今後の保育所・認定こども園への家庭内保育要請期間の延長
について

このことについて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、4月16日から全都道府県に対して発出されております緊急事態宣言が5月末まで延長されました。

このような状況を鑑み、このたび、先般から要請しておりました家庭内保育の要請について、下記のとおり延長することといたしましたので、可能な範囲でご協力いただきますようお願いいたします。

記

- ・ 家庭内保育要請期間 ※延長期間
令和2年5月7日(木)～5月31日(土)

※今後の状況により、延長（もしくは解除）になる可能性があります。

(問合先)
美里町役場
福祉課子ども・生活支援係
電話番号：47-1116